



市章

# 彦根市公報

令和5年(2023年)10月16日  
第1902号  
月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目 次

- 条例
  - 22 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 . . . . 1
  - 23 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 . . . . . 2
  - 24 彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例 . . . . . 3
- 規則
  - 57 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 . . . . . 5
  - 58 彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 . . . . . 10
  - 59 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則 . . . . . 11
- 告示
  - 230 彦根市空家等対策推進協議会要綱の一部改正 . . . . . 22
  - 231 彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱の一部改正 . . . . . 23
  - 232 彦根市公的介護施設等施設整備費補助金交付要綱の一部改正 . . . . . 23
  - 233 予算の要領の公表 . . . . . 24
  - 234 公共下水道の供用および下水の処理の開始 . . . . . 24
  - 235 彦根市指定下水道工事店の指定(更新) . . . . . 24
  - 236 自動車臨時運行許可番号標の失効 . . . . . 27
- 公告
  - 彦根市農用地利用集積計画公告 . . . . . 27
  - 漂流物拾得公告 . . . . . 27
  - 彦根市農業経営基盤強化促進基本構想変更公告 . . . . . 28
- 教育委員会告示
  - 19 彦根市教育委員会会議の招集 . . . . . 28
  - 20 彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会設置要綱 . . . . . 28
- 監査公表
  - 3 財政援助団体および公の施設の指定管理団体の監査結果 . . . . . 30
- 水道事業告示
  - 22 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 . . . . . 32

## 条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

彦根市長 和田裕行

### 彦根市条例第22号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年彦根市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2	市長	子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	--------------------------------

別表第 2 の 1 の項中「地方税関係情報」の次に「、医療保険給付関係情報」を加え、同表中 23 の項を 24 の項とし、2 の項から 22 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2	市長	子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報または外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---	----	--------------------------------	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 23 号

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「(通院に係る医療費の助成にあつては、6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者に限る。)」を削る。

第 5 条から第 7 条までを次のように改める。

(受給券)

第 5 条 市長は、助成対象者の保護者から申請があつた場合は、規則で定めるところにより、助成を受ける資格を証する福祉医療費受給券(以下「受給券」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者の保護者は、助成を受けようとする場合は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の保険医療機関もしくは保険薬局または同法第 88 条第 1 項の指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。

(助成の方法)

第 6 条 助成を受けようとする助成対象者の保護者は規則で定めるところにより市長に申請するものとし、市長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市長は、当該申請について助成を行うことが適当でないと認めるときは、助成申請額の全部または一部の助成を行わないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により助成があつたものとみなされるときは、同項の規定は、適用しない。

(助成方法の特例)

第 7 条 市長は、助成対象者が第 5 条第 2 項に定める手続に従い滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合は、当該助成対象者の保護者に助成すべき額の限度において、当該助成対象者またはその保護者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該助成対象者またはその保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該助成対象者の保護者に対し、助成があつたものとみなす。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項中「第 5 条の規定により申請した助成または前条第 2 項に規定する手続をした助成」を「第 5 条第 2 項に規定する手続をした助成または第 6 条第 1 項の規定により申請した助成」に改め、同条第 2 項中「12 歳以下助成対象者」を「助成対象者」に、「前条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とし、第 10 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第24号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成8年彦根市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条中「および第38条の2」を「、第38条の2および第38条の3」に改め、同条第2号エ中「および第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項」に、「および国民健康保険給付費等交付金」を「ならびに国民健康保険給付費等交付金」に改める。

第14条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項または第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項または第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第21条中「および第38条の2」を「、第38条の2および第38条の3」に改め、同条第2号イ中「および第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項」に改める。

第30条中「第38条」の次に「および第38条の3」を加え、同条第2号イ中「法第72条の3第1項」の次に「および第72条の3の3第1項」を加える。

第38条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項または第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項または第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第38条の2第1項および第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第38条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条または第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。ただし、第5項に規定する場合を除く。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第45条の2第1項および第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第15条第2項および第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項および第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条または第16条」とあるのは「第22条または第25条」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第15条第2項および第3項」とあるのは「第24条第2項および第3項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項および第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合におい

て、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条または第 16 条」とあるのは「第 31 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項および第 3 項」とあるのは「第 33 条第 2 項および第 3 項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第 38 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条または第 16 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 38 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第 15 条第 2 項および第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項および第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条または第 16 条」とあるのは「第 22 条または第 25 条」と、「650,000 円」とあるのは「220,000 円」と、前項中「第 15 条第 2 項および第 3 項」とあるのは「第 24 条第 2 項および第 3 項」と読み替えるものとする。

8 第 5 項および第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条または第 16 条」とあるのは「第 31 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と、第 6 項中「第 15 条第 2 項および第 3 項」とあるのは「第 33 条第 2 項および第 3 項」と読み替えるものとする。

第 45 条の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第 45 条の 2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日および個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日および個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠または多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第 1 項各号に掲げる事項および第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

#### 付 則

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の第 38 条の 3 の規定は、令和 5 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るものおよび令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分

のうち令和5年12月以前の期間に係るものおよび令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

### 規則

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第57号

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則(平成24年彦根市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第12条」に改める。

第5条から第7条までを削り、第4条を第7条とする。

第3条第1項中「第5条」を「第6条第1項」に、「別記様式第1号」を「別記様式第6号の2」に改め、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

(受給券の交付および受給者台帳)

第3条 条例第5条第1項に規定する福祉医療費受給券(別記様式第1号。以下「受給券」という。)を交付するときは、受給者または当該受給者の保護者に対し、福祉医療費受給資格認定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により受給券の交付をした場合は、受給者を福祉医療費等受給者台帳(別記様式第3号)に登録するものとする。この場合において、福祉医療費等受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し、および利用することによって、事務を支障なく行うことができると認められるときは、福祉医療費等受給者台帳への登録を省略することができる。

(受給券の申請)

第4条 受給券の交付申請をしようとする者は、福祉医療費受給券交付申請書(別記様式第4号)または福祉医療費受給券(交付/更新)申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第3条第1項に規定する助成対象者(以下「助成対象者」という。)で、附加給付を行う定めのある保険者または共済組合の被保険者、組合員または被扶養者であるものは、前項の規定による交付申請と同時に、附加給付が支給された場合において既に福祉医療費の助成を受けているときは福祉医療費のうち附加給付に相当する額を返還することについて確約しなければならない。

3 助成対象者または当該助成対象者の保護者は、医療の給付を受けた当該助成対象者に係る附加給付を当該保険者または共済組合から支給されたときは、市長が別に定める方法により、当該給付を受けた附加給付に相当する額を市長に返還しなければならない。

(受給券の再交付)

第5条 受給券の交付を受けた者は、受給券を破損し、汚損し、または亡失したときは、福祉医療費受給券等再交付申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、再交付を受けることができる。

2 受給券を亡失した者は、受給券の再交付を受けた後亡失した受給券を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

第8条の見出し中「12歳以下助成対象者に係る」を削り、同条中「第8条第3項および第4項」を「第7条」に、「12歳以下助成対象者」を「助成対象者」に改める。

第9条の見出し中「12歳以下助成対象者に係る」を削り、同条中「第8条第3項および第4項」を「第7条」に改める。

第10条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「12歳以下助成対象者」を「助成対象者」に、「第9条第2項」を「第8条第2項」に、「福祉医療費受給券」を「受給券」に改め、同項第1号中「条例第3条第1項に規定する」を削る。

第 11 条の見出し中「12 歳以下助成対象者に係る福祉医療費受給券」を「受給券」に改め、同条各号列記以外の部分中「福祉医療費受給券」を「受給券」に、「12 歳以下助成対象者」を「助成対象者」に改め、同条第 1 号中「条例第 3 条第 1 項に規定する」を削り、同条第 3 号中「福祉医療費受給券」を「受給券」に改める。

第 12 条中「第 10 条」を「第 9 条」に、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

別記様式第 1 号を削る。

別記様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同様式を別記様式第 1 号とする。

別記様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同様式を別記様式第 2 号とする。

別記様式第 4 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

	男 ・ 女
--	-------------

を

--

に改め、同様式を別記様式第 3 号とする。

別記様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

性別	生年月日
男 ・ 女	年 月 日
性別	生年月日
男 ・ 女	年 月 日

を

生年月日	
年 月 日	
生年月日	
年 月 日	

に改め、「税額等の状況」の次に「、医療保

険給付関係情報」を加え、同様式を別記様式第 4 号とする。

別記様式第 5 号の 2 中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

性別	生年月日
男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
性別	生年月日
男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

を

生年月日
------

に改め、「税額等の状況」の次に「、医療保

年 月 日 ( 歳)
生年月日
年 月 日 ( 歳)

」  
」  
険給付関係情報」を加え、同様式を別記様式第5号とする。  
別記様式第6号中「第7条関係」を「第5条関係」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 6 号の 2(第 6 条関係)

□前回の償還払いの口座と同じ(下記の記載不要)

振 込 口 座	金 融 機 関			銀行	信金	本 ・ 支 店			支店	本店
				農協	労金		支所	代理店		
口 座 番 号		普通 当座	No.		口 座 名 義 人 (カタカナ)					
申請者と名義人 とが異なる場合		私(申請者)は、上記口座名義人に領収権を委任します。								

医 療 費 助 成 申 請 書

年 月 日

彦根市長 様

〒

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

彦根市医療費の助成に関する条例第 5 条、第 17 条、第 24 条 に基づき医療費(福祉医療費・福祉助成  
彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例第 6 条  
費・精神科通院医療費・子どもの医療費)の助成を申請します。この申請に当たり、医療保険給付関係情報なら  
びに助成対象者の属する世帯の構成および、異動の状況について調査し、公簿等を確認することに同意しま  
す。

また、医療の給付を受けた助成対象者に係る高額療養費または附加給付を当該保険者または共済組合から  
支給されたときは、彦根市の指定する方法により、当該給付を受けた医療費(福祉医療費・福祉助成費・精神科  
通院医療費・子どもの医療費)から支払われた高額療養費または附加給付相当額を返還することを確約します。

なお、助成対象者が彦根市国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療保険に加入中に、各保険者から  
高額療養費(外来年間合算を含む。)を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請および受領につい  
て、彦根市長に委任します。

助 成 申 請 額	金 円也
受 療 年 月	年 月分 (入院、通院、コルセット、はり、きゅう、マッサージ)
受 給 券 等	福祉番号(助成番号) 受給者番号
助成対象者氏名	
保 険 者 名	
添 付 書 類	1 領収書 2 附加給付証明書 3 療養費支給通知書 4 助成対象者の健康保険証の写し(入院の場合) 5 その他

支払決定額	※ 円
-------	-----

- ※印欄には、記入しないでください。
- 申請者欄は、助成対象者(乳幼児の福祉医療費および子どもの医療費にあつては保護者)本人が署名  
する場合は、押印不要です。

別記様式第 8 号を次のように改める。



様式第8号(第8条関係)

福祉医療費請求書(連名簿)

区分	受給者氏名 生年月日	事業区分 年月日	公費番号① 公費番号②	保険者番号 被保険者証記号	医療機関所在地 名称・開設者 氏名		診療年月	給付割合	本家	日数	請求点数 (訪問看護・柔整 の場合は合計)	一部負担金	公費分点数		公費対象 患者負担額① 公費対象 患者負担額②	長	公	科別 番号
					公費番号①	公費番号②												
					公費分点数①	公費分点数②												
1	2	9 2																
2	2																	
3	2																	
4	2																	
5	2																	
6	2																	
1																		

付 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使

用することができる。

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第58号

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市国民健康保険条例施行規則(平成9年彦根市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第30条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第30条の2 条例第45条の2に規定する届書は、産前産後期間に係る保険料軽減届出書(別記様式第30号の2)によるものとする。

別記様式第30号の次に次の1様式を加える。

様式第30号の2(第30条の2関係)

年 月 日

彦根市長 様

産前産後期間に係る保険料軽減届出書

彦根市国民健康保険条例第45条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

A 世帯主	フリガナ	
	① 氏名	
	② 生年月日	
	③ 住所	
	④ 個人番号	
B 出産する方	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ場合はチェックしてください。	
	フリガナ	
	① 氏名	
	② 生年月日	
	③ 住所	
C 出産予定日または は出産日	年 月 日	
	D 単胎妊娠または 多胎妊娠の別	
		単胎 ・ 多胎

<注意事項>

- この届出書は、出産予定日の6箇月前から提出することができます。
- 出産後に届出を行う場合は、C欄には出産日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料軽減について届け出していた場合は、その際に届け出た出産予定日または出産日を記入してください。
- この届出書には、次の書類を添えてください。
  - 出産予定日を確認することができる書類(出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類)
  - 単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類
  - 出産後に届出を行う場合は、出産した者と当該出産に係る子との身分関係を明らかに

することができる書類

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年9月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第59号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年彦根市条例第60号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 彦根市医療費の助成に関する条例(平成15年彦根市条例第3号)第4条第1項に規定する福祉医療費受給券の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 彦根市医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定による福祉医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 彦根市医療費の助成に関する条例第9条第1項および第2項の規定による福祉医療費受給券交付申請書の記載事項に変更が生じたとき、第三者行為による福祉医療費の支給事由が生じたときもしくは助成対象者(同条例第2条の2に規定する助成対象者をいう。次号および第7条第1号において同じ。)が死亡したときの届出の受理、当該届出に係る事実についての審査または当該届出に対する応答に関する事務
- (4) 彦根市医療費の助成に関する条例第9条第3項の規定による助成対象者の認定の取消しに関する事務
- (5) 彦根市医療費の助成に関する条例第16条第1項に規定する重度心身障害老人等福祉助成券の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務
- (6) 彦根市医療費の助成に関する条例第17条第1項の規定による福祉助成費の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務
- (7) 彦根市医療費の助成に関する条例第20条において準用する同条例第9条第1項および第2項の規定による重度心身障害老人等福祉助成券交付申請書の記載事項に変更が生じたとき、第三者行為による福祉医療費の支給事由が生じたときもしくは助成対象者(同条例第13条に規定する助成対象者をいう。次号および第7条第5号において同じ。)が死亡したときの届出の受理、当該届出に係る事実についての審査または当該届出に対する応答に関する事務
- (8) 彦根市医療費の助成に関する条例第20条において準用する同条例第9条第3項の規定による助成対象者の認定の取消しに関する事務
- (9) 彦根市医療費の助成に関する条例第23条第1項に規定する精神科通院医療費の助成を受ける資格を証する受給券等の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務
- (10) 彦根市医療費の助成に関する条例第24条第1項の規定による精神科通院医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務
- (11) 彦根市医療費の助成に関する条例第27条において準用する同条例第9条第1項および第2項の規定による精神科通院医療費受給券交付申請書もしくは精神科通院医療費助成券

交付申請書の記載事項に変更が生じたとき、第三者行為による福祉医療費の支給事由が生じたときもしくは助成対象者(同条例第 21 条に規定する助成対象者をいう。次号および第 7 条第 9 号において同じ。)が死亡したときの届出の受理、当該届出に係る事実についての審査または当該届出に対する応答に関する事務

(12) 彦根市医療費の助成に関する条例第 27 条において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定による助成対象者の認定の取消しに関する事務

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 21 号)第 5 条の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務

(2) 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例第 8 条第 1 項に規定する福祉医療費受給券の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務

(3) 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例第 9 条に規定する第三者行為による福祉医療費の支給事由が生じたときもしくは福祉医療費受給券の交付の申請の内容に変更が生じたときの届出の受理、当該届出に係る事実についての審査または当該届出に対する応答に関する事務

第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)によるサービスを利用する要介護被保険者または要支援被保険者のうち、低所得者で特に生活が困難であるものおよび生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者の介護保険サービスの利用者負担額の軽減(次号において「利用者負担額軽減」という。)の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務とする。

(2) 前項の申請の内容に変更が生じたときもしくは利用者負担額軽減の対象となる者(第 10 条第 1 号において「軽減対象者」という。)でなくなったときの届出の受理、当該届出に係る事実についての審査または当該届出に対する応答に関する事務

第 5 条 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 生活保護法第 19 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務

(2) 生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始もしくは同条第 9 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務

(3) 生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始または同条第 2 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活保護法第 26 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止または廃止に関する事務

(5) 生活保護法第 29 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施等のために必要な資料の提供等の求めに関する事務

(6) 生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務

(8) 生活保護法第 55 条の 8 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

(9) 生活保護法第 63 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

(10) 生活保護法第 77 条第 1 項または第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う生

活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項または第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、彦根市就学援助規則(昭和35年彦根市教育委員会規則第2号)第3条に規定する児童、生徒もしくは小学校の就学予定者の保護者が就学に必要な援助(第32条第1号において「就学援助」という。)を受けるための申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答に関する事務とする。(条例別表第2の規則で定める事務および情報)

第7条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第2条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)

イ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報

ウ 助成対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条に規定する国民健康保険の被保険者または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

エ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

(ア) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報

(イ) 生活保護法第24条第1項の保護の開始または同条第9項の保護の変更に関する情報

(ウ) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始または同条第2項の職権による保護の変更に関する情報

(エ) 生活保護法第26条の保護の停止または廃止に関する情報

オ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)

(ア) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報

(イ) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始または同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更に関する情報

(ウ) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始または同条第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する情報

(エ) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止または廃止に関する情報

カ 助成対象者に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(2) 第2条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報

(3) 第2条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(4) 第2条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(5) 第2条第5号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報

ウ 助成対象者に係る国民健康保険法第5条に規定する国民健康保険の被保険者または高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する

る情報

- エ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- オ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ 助成対象者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報

- (6) 第 2 条第 6 号に規定する事務 前号に掲げる情報
- (7) 第 2 条第 7 号に規定する事務 第 5 号に掲げる情報
- (8) 第 2 条第 8 号に規定する事務 第 5 号に掲げる情報
- (9) 第 2 条第 9 号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報

ウ 助成対象者に係る国民健康保険法第 5 条に規定する国民健康保険の被保険者または高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

- エ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- オ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ 助成対象者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報

- (10) 第 2 条第 10 号に規定する事務 前号に掲げる情報
- (11) 第 2 条第 11 号に規定する事務 第 9 号に掲げる情報
- (12) 第 2 条第 12 号に規定する事務 第 9 号に掲げる情報

第 8 条 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第 3 条第 1 号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 助成対象者(彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例第 3 条に規定する助成対象者をいう。以下この号において同じ。)または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 助成対象者に係る国民健康保険法第 5 条に規定する国民健康保険の被保険者または高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 助成対象者または当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 第 3 条第 2 号に規定する事務 前号に掲げる情報

(3) 第 3 条第 3 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報

第 9 条 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条第 1 項に規定する地域生活支援事業(第 1 号において「地域生活支援事業」という。)の利用の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査または当該申請に対する応答および当該利用に係る負担金の額の認定に関する事務とし、同表の 3 の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 地域生活支援事業の利用の対象となる者(以下この条において「利用対象者」という。)

または当該利用対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

(2) 利用対象者または当該利用対象者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報

(3) 利用対象者または当該利用対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(4) 利用対象者または当該利用対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 10 条 条例別表第 2 の 4 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

## (1) 第4条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

- ア 軽減対象者または当該軽減対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
- イ 軽減対象者または当該軽減対象者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報
- ウ 軽減対象者または当該軽減対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- エ 軽減対象者または当該軽減対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

## (2) 第4条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報

第11条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

## (1) 第5条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

- ア 現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある生活に困窮する外国人または保護を受けていた外国人(以下この号および第31条において「要保護外国人等」という。)に係る国民健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- イ 要保護外国人等に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- ウ 要保護外国人等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
- エ 要保護外国人等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- オ 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項もしくは第32条第1項または附則第3条もしくは第6条の資金の貸付けに関する情報
- カ 要保護外国人等に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報または同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報
- キ 要保護外国人等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- ク 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
- ケ 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- コ 要保護外国人等に係る道府県民税または市町村民税に関する情報
- サ 要保護外国人等に係る母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する情報
- シ 要保護外国人等に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当または特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報
- ス 要保護外国人等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付もしくは同条第3号の市町村特別給付の支給または同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報
- セ 要保護外国人等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- ソ 要保護外国人等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項および第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下この号および第26条第1号において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 106 号。以下この号および第 26 条において「平成 25 年改正法」という。)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成 25 年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この号および第 26 条において「旧法」という。)第 14 条第 1 項の支援給付、平成 25 年改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 3 項の支援給付および平成 25 年改正法附則第 2 条第 3 項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項(平成 19 年改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。第 26 条において同じ。)ならびに平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項および第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第 24 条第 1 項の開始もしくは同条第 9 項の変更、同法第 25 条第 1 項の職権による開始もしくは同条第 2 項の職権による変更または同法第 26 条の停止もしくは廃止に関する情報

- (2) 第 5 条第 2 号に規定する事務 前号に掲げる情報
- (3) 第 5 条第 3 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報
- (4) 第 5 条第 4 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報
- (5) 第 5 条第 5 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報
- (6) 第 5 条第 6 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報
- (7) 第 5 条第 7 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報
- (8) 第 5 条第 8 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報
- (9) 第 5 条第 9 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報
- (10) 第 5 条第 10 号に規定する事務 第 1 号に掲げる情報

第 12 条 条例別表第 2 の 6 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費または同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者または当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者または当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 児童福祉法第 21 条の 6 の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児または当該障害児と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 18 条の 6 第 7 項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者または当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 13 条 条例別表第 2 の 7 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第 56 条第 1 項の負担能力の認定に関する事務(同法第 27 条第 1 項第 3 号の障害児入所施設に係る部分を除く。) 当該認定に係る児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童または当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 児童福祉法第 56 条第 1 項の負担能力の認定に関する事務(同法第 27 条第 1 項第 3 号の障害児入所施設に係る部分に限る。) 当該認定に係る児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童または当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 児童福祉法第 56 条第 2 項の費用の徴収に関する事務(同法第 50 条第 5 号に係る部分に限る。) 当該徴収に係る児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付を受ける児童または当該



## 児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (4) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第6号および第6号の2ならびに第51条第3号に係る部分に限る。)当該徴収に係る児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦もしくは当該妊産婦の扶養義務者または当該徴収に係る児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童もしくは当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第7号(障害児入所施設に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)第1号に掲げる情報
- (6) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第7号(障害児入所施設に係る部分に限る。))および第7号の2に係る部分に限る。)当該徴収に係る児童福祉法第27条第1項第3号および第2項の措置に係る児童または当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第51条第4号および第5号に係る部分に限る。)当該徴収に係る児童福祉法第24条第5項もしくは第6項の措置に係る児童または当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 第14条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第28条の実費の徴収の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該決定に係る予防接種を受けた者またはその保護者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。
- 第15条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第38条第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の9の項の規則で定める情報は、当該費用の徴収に係る身体障害者または当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。
- 第16条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 同法第6条第2項の要保護者または同条第1項の被保護者であった者(以下この条において「要保護者等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始または同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始または同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止または廃止に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 生活保護法第77条第1項または第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項または第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- 第17条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第323条の市町村民税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 地方税法第463条の23の種別割の減免に関する事務および地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 第18条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 16 条第 5 項(同法第 28 条第 3 項および第 5 項ならびに第 29 条第 9 項において準用する場合を含む。)の家賃もしくは金銭または同法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした同法第 2 条第 2 号の公営住宅(以下この条において「公営住宅」という。)の入居者またはその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 公営住宅法第 19 条(同法第 28 条第 3 項および第 5 項ならびに第 29 条第 9 項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金または金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者またはその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者またはその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 公営住宅法第 27 条第 5 項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者またはその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報および同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 公営住宅法第 27 条第 6 項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者またはその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 公営住宅法第 29 条第 8 項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者またはその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 公営住宅法第 32 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者またはその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 公営住宅法第 48 条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者もしくはその同居者、公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みをした者もしくはその者と同居しようとする者または公営住宅法第 27 条第 5 項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 19 条 条例別表第 2 の 13 の項の規則で定める事務は、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 2 条第 1 項、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 11 条、第 12 条または第 13 条第 1 項(第 4 条第 1 項および第 11 条を除き、これらの規定を同令第 20 条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の 13 の項の規則で定める情報は、当該届出を行う者または当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第 20 条 条例別表第 2 の 14 の項の規則で定める事務は、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 27 条の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該費用の徴収に係る知的障害者または当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第 21 条 条例別表第 2 の 15 の項の規則で定める事務は、住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の 15 の項の規則で定める情報は、当該申請をした住宅地区改良法第 2 条第 6 項の改良住宅の入居者またはその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第 22 条 条例別表第 2 の 16 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 10 条の 4 の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者または当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 老人福祉法第 11 条の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者または当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 23 条 条例別表第 2 の 17 の項の規則で定める事務は、老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務とし、同表の 17 の項の規則で定める情報は、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項または第 11 条の福祉の措置に係る者もしくは当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施

関係情報とする。

第24条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、第31条の7第1項または第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の18の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第25条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の19の項の規則で定める情報は、当該徴収に係る同法第20条の措置に係る未熟児または当該未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第26条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項および第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施ならびに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付および平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項および第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付ならびに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付および平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者または支給を受けていた者(以下この条において「要支援者等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始または同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始または同条第2項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止または廃止に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項または第78条第1項および第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 要支援者等に係る

## 外国人生活保護実施関係情報

第 27 条 条例別表第 2 の 21 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 介護保険法第 49 条の 2 または第 59 条の 2 の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る第 1 号被保険者(同法第 9 条第 1 号の第 1 号被保険者をいう。)に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 介護保険法第 50 条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 介護保険法第 51 条第 1 項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 介護保険法第 51 条の 3 第 1 項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 介護保険法第 60 条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 介護保険法第 61 条第 1 項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 介護保険法第 66 条第 1 項または第 2 項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (9) 介護保険法第 66 条第 3 項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (10) 介護保険法第 67 条第 1 項または第 2 項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (11) 介護保険法第 68 条第 1 項の第 2 号被保険者(同法第 9 条第 2 号の第 2 号被保険者をいう。次号において同じ。)の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (12) 介護保険法第 68 条第 2 項の第 2 号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (13) 介護保険法第 69 条第 1 項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (14) 介護保険法第 69 条第 1 項または第 2 項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (15) 介護保険法第 115 条の 45 の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 当該確認に係る被保険者(同法第 9 条に規定する被保険者をいう。第 19 号において同じ。)、要介護被保険者(同法第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者をいう。)を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市が認める者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (16) 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る居宅要支援被保険者等(同項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。次号において同じ。)に係る外国人生活保護実施関係情報
- (17) 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る外国人生活保護実

## 施関係情報

- (18) 介護保険法第115条の45第10項および第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (19) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (20) 介護保険法第142条の保険料の減免または徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (21) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (22) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (23) 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第3項の施設介護サービス費または同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 2 前項第1号から第4号まで(第1号については、介護保険法第49条の2に係る事務に限る。)の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第1号から第4号までの規定中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。
- 第28条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費および高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。))を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者もしくは当該障害者と同一の世帯に属する者または当該申請に係る障害児の保護者もしくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者もしくは当該申請に係る障害児または支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。次号および第6号において同じ。)に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者もしくは障害児または支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者または当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者もしくは当該障害者と同一の世帯に属する者または当該届出に係る障害児の保護者もしくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申

請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者もしくは当該届出に係る障害児または支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第 29 条 条例別表第 2 の 23 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第 1 項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 当該教育・保育給付認定に係る同法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもまたは当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第 30 条の 5 第 1 項の施設等利用給付認定に関する事務 当該施設等利用給付認定に係る同法第 30 条の 4 各号に掲げる小学校就学前子どもまたは当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 30 条 条例別表第 2 の 24 の項の規則で定める事務は、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者または当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

(条例別表第 3 の規則で定める事務および情報)

第 31 条 条例別表第 3 の 1 の項の規則で定める事務は、第 5 条各号に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、要保護外国人等に係る学校保健安全法第 24 条の援助の実施に関する情報とする。

第 32 条 条例別表第 3 の 2 の項の規則で定める事務は、第 6 条に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 彦根市就学援助規則第 3 条の規定に基づき就学援助を受けることのできる者(以下この条において「対象者」という。)または当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

(2) 対象者または当該対象者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報

(3) 対象者または当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(4) 対象者または当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報  
付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

彦根市告示第 230 号

彦根市空家等対策推進協議会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市空家等対策推進協議会要綱の一部を改正する告示

彦根市空家等対策推進協議会要綱(平成 29 年彦根市告示第 83 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「および副会長」を削り、同条第 1 項中「および副会長」を削り、「市長」を「、市長」に、「充て、副会長は委員のうちから会長が指名する」を「充てる」に改め、同条第 3 項を削る。

第 7 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 会長が会議に出席できないとき(会長に事故があるとき、または会長が欠けたときを含む。)は、次に掲げる者のうちから会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(1) 副市長

(2) 都市政策部長

第 9 条中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 5 項」に改める。

付 則

この告示は、令和5年9月19日から施行する。

彦根市告示第231号

彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月26日

彦根市長 和田裕行

彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱(平成22年彦根市告示第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「839,000円」を「914,000円」に、「14,000,000円」を「15,300,000円」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和5年9月26日から施行する。
- 2 改正後の彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱の規定は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

彦根市告示第232号

彦根市公的介護施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月26日

彦根市長 和田裕行

彦根市公的介護施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市公的介護施設等施設整備費補助金交付要綱(平成18年彦根市告示第219号)の一部を次のように改正する。

別表交付基準1の表中「4,480,000円」を「4,880,000円」に、「33,600,000円」を「36,600,000円」に、「5,940,000円」を「6,470,000円」に、「11,900,000円」を「13,000,000円」に、「1,190,000円」を「1,300,000円」に改める。

別表交付基準2の表中「先進的事業整備計画」を「防災・減災等事業整備計画」に、「

小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所およびその他地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知別紙)別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市長が必要と認めた施設

を

小規模養護老人ホーム、都市型経費老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイおよび施設内保育施設

に、

「  
地域密着型特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所およびその

を

「  
地域密着型特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模

他地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成 26 年 9 月 12 日付け医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知別紙)別記 1-1 介護施設等の整備に関する事業の 2 対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市長が必要と認めた施設

多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイおよび施設内保育施設

に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市公的介護施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

彦根市告示第 233 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 9 月 26 日市議会の議決を経た令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計補正予算(第 4 号)、令和 5 年度(2023 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)、令和 5 年度(2023 年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)および令和 5 年度(2023 年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 26 日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第 234 号

彦根市公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定により、下記のとおり告示し、関係図面を令和 5 年 10 月 1 日から同月 15 日まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)彦根市上下水道部上下水道業務課に据え置き、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 1 日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 供用および下水の処理を開始する年月日  
令和 5 年 10 月 1 日
- 2 供用および下水の処理を開始する区域  
川瀬馬場町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
上下水道部上下水道業務課において縦覧に供する。
- 4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称
  - (1) 位置 彦根市松原町 1550 番地
  - (2) 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道東北部浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の分流式または合流式の別  
分流式

彦根市告示第 235 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 7 条の規定により、令和 5 年 10 月 1 日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(更新)した。



令和5年10月2日

彦根市長 和田裕行

## 記

登録番号	業者名	代表者氏名	所在地
第330号	栗林設備有限会社	栗林 都茂明	長浜市十里町130番地60
第331号	日比設備	日比 仁	長浜市神照町688番地6
第332号	株式会社山本管工	山本 真嗣	野洲市富波乙11番地1
第333号	ナカジマ住設	中嶋 孝明	長浜市木之本町木之本1747番地1
第337号	土川設備	土川 隆司	彦根市平田町730番地1
第341号	株式会社コトウ	西村 武	米原市長岡3162番地
第349号	西山設備工業	西山 信一	彦根市東沼波町1076番地19
第350号	有限会社山田	山田 英人	愛知郡愛荘町豊満381番地
第351号	金利水電株式会社	金子 利一	愛知郡愛荘町安孫子710番地
第352号	サン電設工業	三須 尚雄	彦根市開出今町1573番地30
第357号	株式会社丸善エナジー	饗場 善秀	長浜市宮部町1758番地
第360号	丸橋建設株式会社	丸橋 豊	彦根市高宮町137番地1
第367号	スポットおーみ	古野 弘昭	米原市能登瀬1144番地4
第370号	株式会社三和開発	黒田 雄一	長浜市三和町3番25号
第375号	株式会社オーミヤ	木村 元	長浜市三ツ矢元町22番5号
第377号	がらや建材有限会社	小椋 徹	東近江市小脇町401番地
第378号	守山ガス器具センター住設株式会社	林 忠広	守山市吉身三丁目15番16号
第380号	有限会社清水住宅設備	清水 信行	彦根市野田山町382番地1
第383号	株式会社ゆたか設備	宮田 裕一	近江八幡市安土町上豊浦918番地4
第384号	北村シビルエンジニアリング	北村 慎	犬上郡多賀町大字萱原876番地1
第385号	株式会社田中水道	田中 聡一郎	守山市播磨田町1240番地
第386号	礮部電気商会	礮部 文彦	犬上郡豊郷町大字吉田125番地

第 387 号	喜多嘉和株式会社	北川 光明	彦根市古沢町 685 番地
第 394 号	角間設備有限会社	角間 章	東近江市小八木町 779 番地
第 395 号	滋賀工業株式会社	鈴木 厚	長浜市大辰巳町 33 番地
第 398 号	株式会社ケイテック	草野 吉方	大津市晴嵐一丁目 3 番 15 号
第 399 号	有限会社カワバタ電機	川幡 浩之	米原市長岡 1729 番地 1
第 400 号	今明水道株式会社	今江 三枝子	守山市笠原町 953 番地 2
第 401 号	有限会社田井中燃料住設	田井中 良介	東近江市垣見町 1562 番地
第 405 号	伊吹電業株式会社	安田 金次	米原市春照 230 番地 1
第 406 号	株式会社夏山商店	夏山 俊介	栗東市下戸山 1238 番地 1
第 409 号	株式会社マルヤマ	丸山 忠隆	犬上郡豊郷町大字安食西 972 番地 1
第 411 号	株式会社日新設備	青山 靖典	大津市大谷町 19 番 12 号
第 413 号	藤田燃料店	藤田 聡一	犬上郡豊郷町大字四十九院 884 番地 1
第 415 号	ツジソト株式会社	辻 雄一	近江八幡市音羽町 7 番地 1
第 513 号	光和设备	柴田 和彦	長浜市室町 270 番地 3
第 515 号	株式会社丸林設備	丸林 武	野洲市上屋 1383 番地 5
第 517 号	川村左官	川村 泰紀	長浜市八幡中山町 426 番地
第 518 号	有限会社スガイ設備工業	小菅 美一	大津市丸の内町 8 番 20 号
第 520 号	太信建設株式会社	伊藤 静生	東近江市沖野三丁目 191 番地 2
第 521 号	金澤建設	金澤 雄一	長浜市相撲町 755 番地
第 527 号	有限会社ユーテック	田中 雄一	東近江市小脇町 1354 番地
第 529 号	吉原設備工業	吉原 真吾	長浜市西上坂町 1228 番地 1
第 530 号	株式会社原田	原田 守康	彦根市平田町 706 番地 5
第 531 号	中村管工	中村 先喜	甲賀市水口町宇田 874 番地 8
第 533 号	有限会社山崎設備	山崎 好成	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑 414 番地 10

第534号	モトキ電設	澤村 元紀	東近江市大沢町197番地
第536号	フジタ設備工業株式会社	藤田 正一	栗東市下鈎1508番地
第579号	森設工業	森 秀夫	野洲市富波甲862番地
第581号	長谷川工業	長谷川 武成	長浜市高月町高月1172番地
第582号	株式会社井上水道工業所	中西 清二	草津市草津町1515番地6
第583号	J u n / 純設備	友田 純史	米原市入江280番地2
第584号	よろずよ住設	萬代 光行	長浜市余呉町下余呉995番地
第622号	株式会社第一技研	今村 浩之	守山市山賀町240番地の3
第623号	小川設備	小川 博基	犬上郡甲良町大字法養寺185番地6
第624号	秀心設備工業	田中 秀政	東近江市下羽田町424番地2
第625号	橋村設備	橋村 隆志	彦根市原町698番地27
第626号	ウエスギ工業	上杉 英樹	近江八幡市篠原町一丁目7番地8

## 彦根市告示第236号

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので、彦根市自動車臨時運行許可事務取扱規則(平成18年彦根市規則第31号)第7条第1項の規定により告示する。

令和5年10月2日

彦根市長 和田裕行

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
滋賀16-40彦根	令和5年8月1日

## 公告

## 彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和5年9月20日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

## 漂流物拾得公告

下記のとおり漂流物を拾得した旨の届出があったので公告する。

令和5年9月28日

彦根市長 和田裕行

## 記

1 拾得物件

足漕ぎボート 1艘

2 拾得物件の特徴

約150cm×約215cm

水色

3 拾得場所

彦根市松原町地先

4 拾得年月日

令和5年9月18日

5 物件写真

(略)

6 連絡先

心当たりのある方は、彦根市総務部総務課(電話 0749-30-6100)に連絡してください。

彦根市農業経営基盤強化促進基本構想変更公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項の規定により定めた彦根市基本構想を変更したので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第19号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年9月19日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

記

1 日時 令和5年9月28日(木)午後1時30分から

2 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室

3 議題

彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会設置要綱を定めることについて

彦根市教育委員会告示第20号

彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年9月28日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 彦根市立中学校の生徒(以下この条において「生徒」という。)にとって望ましい学校部活動に係る環境の構築および地域における生徒の活動の場の確保を図る観点から、学校教育の一環として行われてきた学校部活動を生徒が地域において継続してスポーツおよび文化に親しむことを目的とした地域スポーツ・文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)に移行するため、彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会(以下「整備推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 整備推進協議会は、学校部活動の地域クラブ活動への移行(以下「地域移行」という。)について、次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

(1) 地域移行に係る仕組みづくりに関すること。

(2) 地域クラブ活動の運営方法等に関すること。

- (3) 彦根市立小学校の児童、教職員および保護者への調査に関すること。
- (4) 彦根市立中学校の生徒、教職員および保護者への調査に関すること。
- (5) 地域クラブ活動の指導員の確保に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、地域移行に関し必要な事項  
(組織)

第3条 整備推進協議会は、委員10人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) びわ湖東北部地域連携協議会に属する大学の代表者
- (2) 彦根市スポーツ協会の代表者
- (3) 彦根市少年少女吹奏楽団の代表者
- (4) 彦根市PTA連絡協議会の代表者
- (5) 彦根市小学校長会の代表者
- (6) 彦根市中学校長会の代表者
- (7) 彦根市中学校体育連盟の代表者
- (8) スポーツ部スポーツ振興課の職員
- (9) 観光文化戦略部文化振興課の職員
- (10) 教育委員会事務局学校教育課の職員
- (11) 教育委員会事務局生涯学習課の職員
- (12) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 整備推進協議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、整備推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(整備推進協議会の会議)

第6条 整備推進協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の任期満了後最初の整備推進協議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 整備推進協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 整備推進協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、整備推進協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、またはこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 整備推進協議会の会議で協議された事項の企画、調整および実施のため、整備推進協議会に専門部会を置くことができる。

2 部会員は、整備推進協議会が推薦した者および会長が必要と認めた者をもって充てる。

3 部会員の任期は、部会員となった日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 部会員が欠けた場合における後任の部会員の任期は、前任の部会員の残任期間とする。

5 専門部会に部会長および副部会長を置く。

6 部会長および副部会長は、部会員の互選により定める。

7 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 専門部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会員の任期満了後最初の専門部会の会議は、

教育委員会が招集する。

- 10 部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 11 部会長は、専門部会の会議の経過および結果を会長に報告しなければならない。  
(庶務)

第8条 整備推進協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。  
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、整備推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この告示は、令和5年9月28日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の整備推進協議会の会議および専門部会の会議の招集は、第6条第1項および第7条第9項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

監 査 公 表

監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年(2023年)9月28日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦  
彦根市監査委員 森 田 充

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、項目	監査期日
社会福祉課	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	令和4年度 地域福祉ふれあい事業補助金	令和5年8月30日

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、補助金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(社会福祉法人彦根市社会福祉協議会)

【地域福祉ふれあい事業補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(以下「同会」という。)は、彦根市内の地域福祉を推進する組織として、社会福祉法第109条の規定に基づき設置された民間の福祉団体であり、人口減少をはじめ少子高齢化や核家族化の進行のほか、価値観の多様化等に伴い地域社会の人間関係が希薄化し、住民相互の互助機能の低下や地域コミュニティの弱体化が懸念される中、複雑多様化する生活課題や福祉課題の解消に向け、住民や関係諸団体、ボランティアに行政など様々な団体・機関等の連携協力と各種取組を推進し、それぞれの特色を活かした地域福祉の増進を図るべく、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の中核的機関としてその役割を果たしている。

同会の担う多岐に渡る事業の内、地域福祉ふれあい事業補助金の補助対象事業については、学区(地区)社協が実施する敬老行事の開催や、各種福祉講座・ふれあい活動など“多様なつながりづくり”を推進する取組への補助を主とする「地域福祉活動の推進に係る事業」のほか、見守り活動の実践自治会を助成する「地域見守り合い活動の推進に係る事業」、ボランティアグループや福祉団体への活動支援に係る「その他市長が必要と認める事業」などがあるが、いずれの事業についても令和4年度を始期とする第3次彦根市地域福祉計画および彦根市地域福祉活動計画第2次計画(以下「第2次計画」という。)に沿った取組であり、地

域福祉の推進に資するものである。

また、補助事業内容に関し、令和4年度には地域福祉推進委員会の開催形式等の見直しを行い、同会は全体サポート等を担う形に変更することで、構成機関や団体からの出席委員が主体的に協議や情報共有できる環境を整えたほか、第2次計画に挙げた4つの実践取組毎に推進チームを立ち上げ、今後の具体的な事業推進に向けた検討を開始されており、将来的な地域福祉の推進に不可欠である皆で一緒に取り組む気運や体制の構築が図られている。

さらにコロナ禍の影響により地域活動や集う機会が減少している一方、各地で頻発する大規模自然災害などに伴い平時の見守り合い活動や地域の繋がりの重要性が再認識されているが、当年度、活動自粛される自治会もある中、同会においては“お互いさんの見守り合い”を推進し、訪問活動などに取り組む自治会数が昨年度より2自治会增加して155自治会となったことは評価できるため、さらなる拡大を図りたい。

令和5年度以降、当該補助事業の内、敬老行事開催補助については彦根市から学区(地区)社協へ直接助成する形に変更となるが、行政の関与の間隙を埋め、誰ひとり取り残されないまちを実現するためには同会の果たす役割が肝要であることから、地域の多様な主体とのさらなる連携強化のほか、小地域福祉活動やボランティア活動を推進し、継続して地域の福祉力向上に努められたい。令和5年度で第2次計画は2年目に入り、先に触れた実践取組のテーマ毎に「みんなで取り組む行動計画」を策定し、その実践を推進していくとされていることから、共助に係る市民参画の促進が図られ、アフターコロナ社会に即した取組となることを期待する。地域福祉計画の基本理念にある「支え合い信頼し合いつながり合えるまち彦根」の実現に向け、より一層の地域福祉の充実が図られることを望むものである。

所管課における事業完了報告書の収支状況の確認について、一部同会内における証拠書類等の検収結果のみを根拠としている箇所があった。公費負担の観点からは、抽出により領収証原本の確認も行うなど検収精度の向上を図るほか、透明性の確保により補助金の適正な執行に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、施設	監査期日
生涯学習課	高木・技研特別共同体	令和4年度 彦根市荒神山自然の家	令和5年8月30日

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(高木・技研特別共同体)

【彦根市荒神山自然の家】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 年度末執行の定例単発業務に関して

定期清掃委託料に係るグリストラップ清掃に関し、従来から実施時期を毎年度末(3月)としていたところ、令和3年度分に係る清掃時期が委託事業者の都合によりやむを得ず4月実施となったため、令和4年度に2ヵ年度分の清掃料金の支出を行っていた。

当該清掃については、設備の汚損状況等を鑑み、前回清掃から計画的に同間隔の期間で実施することが望ましいほか、今回は該当しないものの年度末までに執行できなければ、指定管理者が変更となる恐れもあるため、今後余裕を持った執行に努められたい。

○ 現場現金に係る取引明細書の記載について

荒神山自然の家の現場現金に係る取引明細書について、使用者からの施設利用諸実費支払に係る記載に関し、日付の入力誤りにより一部残高等に不整合が生じている箇所が見られた。取引明細書は本部作成であるため現場との連携課題はあるものの、当該明細書は現場現

金に係る出納記録となっていることから、特に通帳の記帳内容などとの整合に留意し、第 3 者からも疑義が生じないよう適正に対応されたい。

荒神山自然の家は、荒神山一帯の豊かな自然環境の中での集団宿泊研修等を通じて、健全な青少年の育成を図るとともに、市民等に交流の場を提供し、もって市民等の福祉の増進に資するため設置された施設であり、県の森林環境学習「やまのこ」事業や、ファミリー層・大人向け活動プログラムなどの自主事業のほか、キャンプ場の環境整備等が指定管理者により実施されている。

高木・技研特別共同体は彦根市荒神山自然の家の指定管理者として、平成 31 年度(令和元年度)から令和 4 年度までの管理運営を行い、当年度末で初回の指定管理期間を終えたところである。また、令和 5 年度からは再度指定管理者の選定を受け、2 期目となる事業を開始している。初回の指定管理期間には新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を大きく受けた運営を強いられることとなり、令和元年度には 8,733 人の利用者があったが令和 2 年度には 3,253 人に落ち込み、当年度には 7,625 人にまで回復したものの、利用者に占める宿泊者の割合は令和元年度の 76.1%と比較し当年度は 26.4%と依然低迷しており、厳しい状況が継続している。指定管理制度への移行前は年間 1 万人前後の利用があり、当年度の収支が 6 千万円を超える支出超過であったことなどからも、利用者および宿泊利用の増加は喫緊の課題である。

このような中、当年度にはキャンプ場の利用拡大に向けた各種取組を継続し、利用者が減少傾向となる冬季期間の課題解決のため、さらなる陶芸事業の充実を図ったほか、令和 5 年度には荒神山公園と子どもセンターとの共催で「しいたけの種菌打ち体験学習会」の実施を企画するなど、新たな自主事業を積極的に模索する姿勢は評価できる。立地や施設環境を活かした継続事業のブラッシュアップやKAP活動の展開等と併せ、県内外の小中学校、スポーツクラブ、企業等への積極的な情報発信によりさらなる利用者の増加が図られ、当施設が世代間の交流拠点としても飛躍することを期待するものである。

なお、当施設は昭和 50 年に建築されてから 50 年近くが経過し、老朽化が顕著であるほか、自然豊かである一方で大部分が土砂災害警戒区域に立地しているという側面もあり、ハード整備と同時に風水害等の自然災害対応も図っていく必要がある。宿泊施設として利用者の安全・安心が最も重要であることから、施設の適切な管理や危機管理体制の確保には十分留意されたい。

また、当施設の今後のあり方については、彦根市社会教育施設等適正管理計画において指定管理者制度による効果検証や、さらなる民間活力導入の可能性について検討することとしているが、当年度までの指定管理期間においてはコロナ禍の影響により十分な検証ができなかったことから次期指定管理期間に持ち越すこととされている。当施設周辺には先の共催事業でも挙げた荒神山公園や子どもセンターといった市施設があることから、それらの施設も含め荒神山一帯での民間活力導入可能性についても検討されたい。保有施設の無駄のない有効活用により荒神山地域のさらなる活性化が図られ、交流人口等の増加により市全体に好影響を及ぼすことを望むものである。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

水道事業告示

彦根市教育委員会告示第 22 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 9 月 29 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号

569



氏名または名称	有限会社山崎設備
代表者氏名	代表取締役 山崎 好成
住所	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑 414 番地 10
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社山崎設備
上記事業所の所在地	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑 414 番地 10
指定年月日	令和5年9月13日

-----